

西大寺小学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月策定

令和3年4月改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、教務、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年代表、養護教諭からなる、いじめ防止などの対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて部会を開催する。

(2) 生徒指導連絡会で情報交換及び共通理解

週に1度（毎週金曜日16：45～）、全職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(3) いじめ防止アンケートの実施

5月、10月、2月に実施する。

(4) いじめ専門相談員派遣

学校が講ずべき施策、学校が講ずべき措置、重大事態への対処について岡山市教育相談室の「いじめ専門相談員」の派遣依頼。週1日、スクールカウンセラー来校。

(5) 子ども相談主事との情報交換

児童個々の様子や学級の状態について情報交換をするとともに、学校が講ずべき措置についての指導助言を受ける。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

○日々の授業を大切に、児童一人一人が成就感や充実感をもてる実践や「協同的な学び」を中心とした授業の中で教師と児童、児童同士つながりをつくっていく。

○アンケート結果を生かし、児童一人一人や学級集団の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

(2) 道徳教育の充実

○道徳の授業を通じて、児童の自己肯定感を高める。

○すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 児童の特性を踏まえた適切な支援

○以下に示す児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、当該児童の特性を踏まえた適切な支援と保護者への連携、周囲の児童に対する必要な指導を行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係わる児童
- ・東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童

(4) 相談体制の整備

○アンケート結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。

○6月に学級担任より教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

○不登校支援員やフリーの先生と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(5) 異学年交流の実施

○4月の「1年生を迎える会」や異学年との交流遠足、掃除、給食、共遊び等を計画、実施する中で協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

○中学校や保育園、幼稚園と情報交換や授業参観、交流学习を行い、協力体制の整備に努める。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係諸機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るよう努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。

また、必要に応じて、こども総合相談所、東区地域子ども相談センター、民生児童委員、教育委員会などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

〈具体的な取組〉

○ 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

○ おかしいと感じた児童がいる場合には学年団や生徒指導連絡会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

○ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談」で当該児童から悩みを聞き、問題の早期解決を図る。

(2) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する早期対応

(1) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

〈具体的な取組〉

- いじめに関する相談を受けた場合、学級担任だけで抱えこむことなく速やかに管理職、生徒指導担当に報告し、事実の有無を確認する。
- 情報収集を綿密に行い、いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。この場合、生徒指導委員会を構成するメンバーに加えて、学級担任や学年主任、スクールカウンセラー、子ども相談主事、いじめ専門相談員等にも参加を要請する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱ういじめについては、教育委員会及び警察と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」)

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、岡山市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- いじめが「解決している」状態とは、いじめに係わる行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とし、なおかつ、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められる場合とする。